

諮問番号：令和2年度諮問第8号

答申番号：令和2年度答申第12号

答 申 書

第1 審査会の結論

本件審査請求は、理由がないため、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第45条第2項の規定により棄却されるべきである、との審査庁の意見は妥当である。

第2 審査請求に至る経過

- 1 審査請求人は、平成18年10月1日、神戸市 所在の （以下「本件事業所」という。）において、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第36条第1項の指定を受け、法第5条第1項に規定する障害福祉サービスのうち、居宅介護及び重度訪問介護の提供を開始した。
- 2 審査請求人は、平成24年11月1日、本件事業所において、法第36条第1項の指定を受け、法第5条第1項に規定する障害福祉サービスのうち、同行援護の提供を開始した。
- 3 処分庁は、平成29年3月8日、本件事業所において審査請求人が提供する障害福祉サービスについて不正請求の疑いの通報があったことを受け、法第48条第1項の規定に基づき、運営状況等について確認するための調査を実施した。
- 4 処分庁は、令和元年5月27日、上記3の調査の結果、審査請求人が本件事業所において障害福祉サービスを提供していないにもかかわらず、それを提供したものとして介護給付費を不正に請求して受領していたこ

とから、本件事業所について法第36条第1項の指定を取り消すことが相当であると判断し、審査請求人に対し、同日付け神[]第[]号聴聞通知書により、行政手続法（平成5年法律第88号）第15条の規定に基づき聴聞を行うことを通知した。

5 処分庁は、令和元年6月12日、行政手続法第13条第1項第1号イの規定に基づき、聴聞を実施した。

6 処分庁は、令和元年7月3日、審査請求人に対し、法第50条第1項第5号及び第9号の規定に基づき、同日付け神[]第[]号「障害者総合支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定の取消し処分について（通知）」により本件事業所の法第36条第1項の指定を取り消す（以下「本件取消処分」という。）とともに、同日付け神[]第[]号「介護給付費の返還について（通知）」（以下「本件通知書」という。）により、法第8条第2項の規定に基づき本件取消処分の理由となった介護給付費の不正請求に基づき審査請求人に対し支払った額53,424円の返還を、及び当該返還させる額に100分の40を乗じて得た額である21,369円の支払いを求めた（以下「本件処分」という。）。

7 審査請求人は、令和元年9月27日、本件処分の取消しを求める審査請求をした。

第3 審査関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張

本件処分は、審査請求人による平成28年5月分の介護給付費の請求、受領が不正請求に当たるとして、審査請求人に対し介護給付費53,424円、及び、加算金21,369円の合計74,793円の支払を求める処分である。ここで「不正」として指摘されている内容は、処分庁が本件処分の通知と同日付けで審査請求人に行った法に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定の取消し処分通知（神[]第[]号）の4項（指定取消しの理由）の(1)に記載された事情であるが、それによれば「不正」とは、審査請求

人が [] 市所在の [] 「 [] 」 を主な勤務地とする従業者が神戸市在住の利用者に対してサービス提供を行ったという虚偽のサービス提供実績記録票を作成し、同記録票に基づいて介護給付費を請求したというものである。

しかしながら、当該利用者に対しては審査請求人の従業者の誰かが必ずサービス提供を実施している。換言すれば、審査請求人において、実際にはサービス提供をしていないにもかかわらず提供したかのように装った架空の記録票を作成したことは一度もない。

本件処分は、実際のサービス提供の実態を考慮することなく、審査請求人の形式的な落ちのみを指摘するものであり、結果的に審査請求人にかかる落ちのみを処分の根拠としている点で、法第8条第2項の規定に違反するものである。

2 審査庁

本件審査請求は理由がないため、行政不服審査法第45条第2項の規定により、棄却されるべきである。

第4 審理員意見書の要旨

1 審理員意見書の結論

本件審査請求は、理由がないため行政不服審査法第45条第2項の規定により、棄却されるべきである。

2 審理員意見書の理由

(1) 本件における主たる争点は、審査請求人が平成28年5月に介護給付費53,424円に相当するサービス提供を実際に行ったか否かにある。

(2) 処分庁は、審査請求人に対し、法第48条第1項の規定に基づき、本件事業所に保管されていた請求関係書類等を精査したほか、審査請求人及び関係者らへの聞き取り調査を実施した。その結果、審査請求人においては、サービス提供記録に記載された職員が平成28年5月に介護給付費53,424円に相当するサービス提供を実際に行ったことを示す

資料は見つからなかった。

審査請求人は、以上のような処分庁による調査について、その不当性を具体的に主張しておらず、また、一般的にみても、処分庁の調査について、不当な点が見当たらないから、その調査は信用性のあるものとみることができる。

処分庁は、上記調査を受けて、審査請求人が平成28年5月に介護給付費53,424円に相当するサービス提供を実際には行っていないと認定したものである。

- (3) これに対し、審査請求人は「当該利用者に対しては審査請求人の従業者のいずれかが必ずサービス提供を実施している。」と主張する。しかしながら、仮に、そうであれば、審査請求人において、本件審査請求手続の中で、サービス提供記録に記載された職員以外のどの職員が、いつ、どのようなサービス提供を行ったのかという具体的事実の主張を行うとともに、それを裏付ける資料を提出すべきである。そして、本件審査請求手続においては、審査請求人に対し、そのような具体的事実の主張や資料を提出する機会が十分に与えられていたと考えられる。そうであるのに、審査請求人は「…サービス利用者からの聞き取り、あるいは、その者が事情聴取困難である場合にはその親族等からの聞き取り等を予定しているが、その作業には膨大な時間を要することから、本書面提出時点〔令和2年1月16日時点〕においては、そのような資料を提出することが出来ない。」と主張し、審理手続を終結した時点（審査請求の申立てから約8か月経過した時点）までに、具体的事実の主張や資料の提出を一切していない。これら一連の審査請求人の態度を勘案すれば、審査請求人においては、主張すべき具体的事実がない、また提出することのできる資料がないと認定されてもやむを得ないと考えられる。

また、審査請求人は「実際のサービス提供の実態を考慮することなく、審査請求人の形式的な落度のみを指摘するものであ」る等と主張

するが、この点についても、審査請求人は「実際のサービス提供の実態」がどのようなものかに関する具体的事実の主張をせず、また、それを裏付ける資料の提出もしない。

さらに、審査請求人は「請求の根拠はあくまでもサービス提供記録に記載されたサービスの提供を実際に行ったことにあると解すべきであり、そのサービス提供者の氏名を正確に記載できていなかったとしても、サービス提供の事実があれば介護給付費の請求は可能であると解される。」等と主張するが、本件審査請求手続では、実際にサービス提供を行った従業員は誰か、またその従業員はいつ、どのようなサービス提供をしたのかを明らかにすべきであるところ、審査請求人は、この点の事実について一切明らかにしない。

- (4) 以上の点を考慮すれば、審査請求人が平成28年5月に介護給付費53,424円に相当するサービス提供を実際に行ったと認定することはできない。

したがって、審査請求人の上記主張には理由がなく、本件処分には違法又は不当な点はない。

- (5) なお、審査請求人は、平成28年5月に介護給付費53,424円に相当するサービス提供を行っていないのに、サービス提供記録に基づき介護給付費の報酬請求を行ったものであり、それは架空請求と評価されてもやむを得ないものである。また、審査請求人が申立てをした他の審査請求事件も併せて考えると、不正請求の金額は過大であって、その態様は相当悪質なものであるといえることができる。したがって、処分庁が不正請求額に100分の40を乗じたことも違法又は不当ではない。

第5 調査審議の経過

令和2年8月28日 第1回審議

令和2年9月29日 第2回審議

令和2年10月27日 第3回審議

令和2年12月1日 第4回審議

令和2年12月22日 第5回審議

令和3年1月29日 第6回審議

第6 審査会の判断

1 本件審査請求の争点

本件における主たる争点は、審査請求人が平成28年5月に介護給付費53,424円に相当するサービス提供を実際に行ったか否かにある。

2 審査請求人が平成28年5月に介護給付費53,424円に相当するサービス提供を実際に行ったか否か

(1) 処分庁は、審査請求人に対し、法第48条第1項の規定に基づき、本件事業所に保管されていた請求関係書類等を精査したほか、審査請求人及び関係者らへの聞き取り調査を実施した。その結果、審査請求人においては、サービス提供記録に記載された職員が平成28年5月に介護給付費53,424円に相当するサービス提供を実際に行ったことを示す資料は見つからなかった。

審査請求人は、以上のような処分庁による調査について、その不当性等を具体的に主張しておらず、また、一般的にみても、処分庁の調査について、不当な点が見当たらないから、その調査は信用性のあるものとみることができる。

(2) これに対し、審査請求人は「当該利用者に対しては審査請求人の従業者のいずれかが必ずサービス提供を実施している。」と主張する。しかしながら、仮に、そうであれば、審査請求人において、本件審査請求手続の中で、サービス提供記録に記載された職員以外のどの職員が、いつ、どのようなサービス提供を行ったのかという具体的事実の主張を行うとともに、それを裏付ける資料を提出すべきである。そして、本件審査請求手続においては、審査請求人に対し、そのような具体的事実の主張や資料を提出する機会が十分に与えられていたと考え

られる。そうであるのに、審査請求人は「…サービス利用者からの聞き取り、あるいは、その者が事情聴取困難である場合にはその親族等からの聞き取り等を予定しているが、その作業には膨大な時間を要することから、本書面提出時点〔令和2年1月16日時点〕においては、そのような資料を提出することが出来ない。」と主張し、審理手続を終結した時点（審査請求の申立てから約8か月経過した時点）までに、具体的事実の主張や資料の提出を一切していない。これら一連の審査請求人の態度を勘案すれば、審査請求人においては、主張すべき具体的事実がない、また提出することのできる資料がないと認定されてもやむを得ないと考えられる。

また、審査請求人は「実際のサービス提供の実態を考慮することなく、審査請求人の形式的な落度のみを指摘するものである」と主張するが、この点についても、審査請求人は「実際のサービス提供の実態」がどのようなものかに関する具体的事実の主張をせず、また、それを裏付ける資料の提出もしない。

さらに、審査請求人は「請求の根拠はあくまでもサービス提供記録に記載されたサービスの提供を実際に行ったことにあると解すべきであり、そのサービス提供者の氏名を正確に記載できていなかったとしても、サービス提供の事実があれば介護給付費の請求は可能であると解される。」等と主張するが、本件審査請求手続では、実際にサービス提供を行った従業員は誰か、またその従業員はいつ、どのようなサービス提供をしたのかを明らかにすべきであるところ、審査請求人は、この点の事実について一切明らかにしない。

- (3) 以上の点を考慮すれば、当審査会も、審査請求人が平成28年5月に介護給付費53,424円に相当するサービス提供を実際に行ったと認定することはできない。

したがって、審査請求人の上記主張には理由がなく、本件処分には違法又は不当な点はない。

- 3 本件処分において当該返還させる額に100分の40を乗じて得た額の支払いを求めたことについて

審査請求人は、平成28年5月に介護給付費53,424円に相当するサービス提供を行っていないのに、サービス提供記録に基づき介護給付費の報酬請求を行ったものであり、それは架空請求と評価されてもやむを得ないものである。また、審査請求人がした他の審査請求事件も併せて考えると、不正請求の金額は少なくはなく、その態様は相当悪質なものであるといえる。したがって、処分庁が不正請求額に100分の40を乗じたことも違法又は不当ではない。

- 4 上記以外の違法性又は不当性についての検討

他に本件処分に違法又は不当な点は認められない。

- 5 結論

以上のとおり、本件処分は違法又は不当であるとはいえないから、本件審査請求は、棄却されるべきである。

神戸市行政不服審査会

会 長 水 谷 恭 子

委 員 興 津 征 雄

委 員 大 原 雅 之

委 員 西 上 治